

水道水質検査計画表(令和7年度)

水道事業名		東浦町水道事業		水源名		県水受水 (県営知多浄水場)			備考 (検査頻度の理由)	
配水池系統名		東浦第二配水場		検査場所			法令検査回数			
区分	検査機関	水道法第20条機関		過去3年間の 検査結果	森岡 保育園	緒川新田 保育園	藤江 保育園	基本		検査結果 による 省略回数
	毎月検査検査地点	3								
	全項目検査検査地点	1								
検査条件	浄水水質検査		年間 (回)	年間 (回)	年間 (回)	年間 (回)	年間 (回)			
検査項目		基準値等 (mg/l)	最高値 (mg/l)	年間 (回)	年間 (回)	年間 (回)	年間 (回)	年間 (回)	備考 (検査頻度の理由)	
基準 項目	1 一般細菌	100個以下/m _l	0	12	12	12	12	12		省略不可のため
	2 大腸菌	不検出	不検出	12	12	12	12	12		
	3 カドミウム及びその化合物	0.003 以下	0.0003未満			1	4	1	※1年に1回は検査が必要と判断	
	4 水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005未満			1	4	1		
	5 セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001未満			1	4	1		
	6 鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001未満			1	4	1		
	7 ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001未満			1	4	1		
	8 六価クロム化合物	0.05 以下	0.005未満			1	4	1		
	9 亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004未満			1	4	1		
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	0.001未満			4	4	4		
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	0.6			1	4	1	省略不可のため	
	12 フッ素及びその化合物	0.8 以下	0.07			1	4	1		
	13 ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1未満			1	4	1		
	14 四塩化炭素	0.002 以下	0.0002未満			1	4	1		
	15 1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005未満			1	4	1		
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.004未満			1	4	1		
	17 ジクロロメタン	0.02 以下	0.001未満			1	4	1		
	18 テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.001未満			1	4	1		
	19 トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001未満			1	4	1		
	20 ベンゼン	0.01 以下	0.001未満			1	4	1		
	21 塩素酸	0.6 以下	0.16			4	4	4	省略不可のため	
	22 クロロ酢酸	0.02 以下	0.002未満			4	4	4		
	23 クロロホルム	0.06 以下	0.023			4	4	4		
	24 ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.008			4	4	4		
	25 ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.007			4	4	4		
	26 臭素酸	0.01 以下	0.001未満			4	4	4		
	27 総トリハロメタン	0.1 以下	0.03			4	4	4		
	28 トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.009			4	4	4		
	29 プロモジクロロメタン	0.03 以下	0.007			4	4	4		
	30 プロモホルム	0.09 以下	0.001未満			4	4	4		
	31 ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008未満			4	4	4	※1年に1回は検査が必要と判断	
32 亜鉛及びその化合物	1.0 以下	0.10未満			1	4	1			
33 アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.05			4	4	4			
34 鉄及びその化合物	0.3 以下	0.01未満			1	4	1			
35 銅及びその化合物	1.0 以下	0.10未満			1	4	1			
36 ナトリウム及びその化合物	200 以下	8.8			1	4	1			
37 マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005未満			1	4	1			
38 塩化物イオン	200 以下	14	12	12	12	12	12			
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	38			1	4	4	※1年に1回は検査が必要と判断		
40 蒸発残留物	500 以下	120			1	4	4			
41 陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02未満			1	4	1	藻類発生時期		
42 ジェオスミン	0.00001 以下	0.000003			1					
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	0.000002			1					
44 非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002未満			1	4	4	※1年に1回は検査が必要と判断		
45 フェノール類	0.005 以下	0.0005未満			1	4	1			
46 有機物(全有機炭素の量)	3 以下	0.9			12	12	12	省略不可のため		
47 pH値	最低 5.8以上8.6以下 最高	7.3 7.6	12	12	12	12	12			
48 味	異常ないこと	異常なし	12	12	12	12	12			
49 臭気	異常ないこと	異常なし	12	12	12	12	12			
50 色度	5度 以下	0.5未満	12	12	12	12	12			
51 濁度	2度 以下	0.1未満	12	12	12	12	12			
管理 設定 項目	13 ジクロロアセトニトリル	0.01以下	0.001未満			1	検査義務なし	消毒剤により発生の可能性があるため		
	14 抱水クロラール	0.02以下	0.005			1	検査義務なし			
	16 残留塩素	1 以下	0.55	12	12	12	検査義務なし	消毒剤により発生の可能性があるため、消毒効果の確認後、特に重要と判断し自己検査で対応		
	28 従属栄養細菌	2000 個/m _l 以下	15			1	検査義務なし	浄水処理過程や消毒過程より発生する可能性あり		
31 PFOS及びPFOA	0.00005以下	0.00005未満			1	検査義務なし	令和8年度に基準項目へ格上げされることを受け、事前に濃度確認を行うため			

※過去3年間の結果より検査頻度を1年に1回へ省略できる。